



令和4年2月1日

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二 様

神奈川県政策局政策法務課長

濃厚接触者の取扱いに関する社会機能維持者について

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況においても社会機能を維持するために必要な事業がございます。今般、第50回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、そのような事業に従事する者（社会機能維持者）の対象が別紙のとおり定められました。

現在、流行しているオミクロン株においては、濃厚接触者の待機期間が7日間に短縮されたところですが、社会機能維持者については、検査での陰性確認等、一定の条件のもと、7日を待たずに待機を解除できることとされました（※4日目及び5日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能）。

なお、陰性確認による短縮は、社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要であると判断された場合の扱いとなりますことに御留意ください。条件等の詳細については厚生労働省事務連絡をご確認ください。

【県ホームページ】

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/noukokusessyoku.html>

【添付資料】

- （別紙）神奈川県における社会機能維持者の事業者（令和4年1月19日第50回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料）
- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（1月28日一部改正））厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

問合せ先

訟務グループ 加藤

電話 045-210-1111 内線 2420